

# 令和7年度長泉町プレミアム商品券発行事業約款

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この約款は、物価高騰の影響を受けている町民及び町内事業所を支援し、地域経済の活性化を目的とする町内店舗で使えるプレミアム商品券（以下「商品券」という。）を発行する事業（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、長泉町（以下「町」という。）とする。

2 町は、本事業に係る事務の一部を長泉町商工会（以下「商工会」という。）及びマックスバリュ東海株式会社に委託して実施するものとする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和7年12月24日から令和8年9月30日までとする。

(発行総額等)

第4条 商品券の発行総額は、2億6,400万円とする。

2 発行総額のうち、販売総額は1億3,200万円とし、1億3,200万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の種類)

第5条 商品券の種類は次のとおりとする。

- (1) 商品券を取り扱うことができる店舗（以下「取扱店」という。）の全ての取扱店で利用できる「全店舗共通券」
- (2) 取扱店のうち、常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は、5人）以下の商工業者が営む取扱店のみで利用できる「小規模店舗専用券」

(商品券の内訳)

第6条 商品券は、全店舗共通券（1,000円券）5枚、小規模店舗専用券（500円券）2枚を1冊とし、3,000円で販売する。

(券面表示事項)

第7条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行者及びその所在地

- (2) 利用可能な金額、取扱店、期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 商品券の利用制限
- (5) 釣銭対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 返品・返金等の対応
- (8) 約款の存在

## 第2章 商品券の購入

(購入対象者)

第8条 商品券の購入対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和7年12月31日時点で町に住民登録がある者
- (2) 令和8年1月1日から令和8年2月19日の期間に町に住民登録をした者

(購入限度)

第9条 商品券は、1人につき1冊のみ購入することができる。ただし、追加販売を行う場合はこの限りでない。

(購入期間)

第10条 商品券の購入期間は、令和8年2月20日から令和8年3月31日とする。ただし、追加販売を行う場合はこの限りでない。

## 第3章 商品券の利用

(利用期間)

第11条 商品券の利用期間は、令和8年2月20日から令和8年8月31日までの間とし、有効期限を過ぎた商品券は無効とする。

(利用限度額)

第12条 商品券の利用限度額は設けないものとする。

(取扱店)

第13条 取扱店は、第20条による登録をした店舗とする。

(対象商品等)

第14条 商品券は、取扱店が取り扱う商品の購入若しくは借受け又はサービスの提供について、利用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等）
- (2) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医療品を含む。）
- (3) 土地および家屋の購入代金
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (5) たばこ事業法第36条第1項に規定するたばこの小売販売
- (6) 国や地方公共団体への支払い
- (7) 取扱店が利用を不可とした商品
- (8) その他、法律で商品券による購入が禁じられている商品  
(釣り銭)

第15条 額面に満たない利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

(利用者の責務)

第16条 商品券を利用する者（以下「利用者」という。）は、商品券の返品、現金又は他の商品券との交換、譲渡、販売及び担保に供することは、できないものとする。

- 2 利用者が商品券で購入した商品等については現金又は商品券による返金はできないものとする。
- 3 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第17条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、当該不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

## 第4章 取扱店

(取扱店の募集)

第18条 取扱店の募集の周知方法は、町及び商工会のホームページ等により行うものとする。

(取扱店の登録手続き)

第19条 取扱店は、町内に店舗又は事業所を有する事業者とする。なお、キッチンカー事業者は、代表事業者所在地が町内に限り、金融機関は除くものとする。

(取扱店の登録手続き)

第20条 取扱店の登録を希望する事業者は、商工会の作成する「プレミアム商品券 取扱事業所登録申請書」に必要事項を記入の上、提出するものとする。

(取扱店の登録料)

第21条 本事業への取扱店の登録料は無料とする。

(換金取扱金融機関)

第22条 本事業に係る取扱金融機関は次のとおりとする。

- (1) 三島信用金庫 下土狩支店
- (2) 沼津信用金庫 長泉町支店
- (3) 沼津信用金庫 長泉北支店

(換金期間)

第23条 商品券の換金期間は、令和8年3月2日から令和8年9月30日とし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第24条 取扱店は、必要事項を記入した換金請求書及び裏面に取扱店名を記載した利用済みの商品券を前々条による取扱金融機関に持ち込み、換金処理を行うものとする。

(換金手数料)

第25条 取扱店は、換金に係る手数料は負担しないものとする。

(取扱店の責務)

第26条 取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商工会が作成するポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った商品券には、裏面に店舗名を押印又は署名すること。
- (4) 裏面に他店舗の押印又は署名のある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察へ通報するとともに、町に申し出ること。

- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。
- (7) 購入した商品券での直接換金、商品仕入れ等への利用は行わないこと。
- (8) 町が行う調査へ協力をすること。
- (9) 本約款を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

(取扱店資格の喪失等)

第27条 本約款に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店登録の取り消し、損害金の請求等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第28条 商品券の盗難、紛失又は滅失は、取扱店の責に帰するものとする。

(届け出事項の変更)

第29条 取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(返還請求等)

第30条 利用者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、町は利用者に対し、プレミアム相当額の返還請求を行うことができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 取扱店自らの商品仕入等に利用すること。
- (4) その他商品券の目的に反する行為に利用すること。

(町の責務)

第31条 町は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために利用すること。
- (2) 商品券の発行、回収、在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行うこと。
- (4) 上記の各号のほか、商品券発行事業に必要な運営管理を行うこと。

(その他)

第32条 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、町が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、令和7年12月24日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

附 則 (令和8年1月20日公表)

この改正は、令和8年1月20日から施行する。